

(第1号様式)

年 月 日

軽自動車検査協会

_____事務所（支所・分室）長 殿

願出者 _____ (印)

※自署の場合は押印不要です。

住 所 _____

連絡先 _____

軽自動車検査ファイル照会願出書

下記の検査記録事項について財産の保護のため必要ですので、必要書類を添えて照会します。
なお、提供のあった情報は、目的以外に使用しません。

記

車両番号又は車台番号	放置（迷惑駐車）期間
	年 月 日から 日間
【放置（迷惑駐車）されている地番】 ※住居表示ではなく、登記簿上の地番を記載してください。 市・区・町・村 町 番地	
【目的（照会理由）】 _____ _____ _____ _____	
【照会事項】※照会したい項目に○を付してください。 1. 使用者の氏名・住所 2. 使用者及び所有者の氏名・住所	

※必ず裏面【ご提出頂く書類】をご確認ください。

以下、軽自動車検査協会記載欄 ※願出者は記載しないでください。

本人確認 書面	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面） <input type="checkbox"/> 顔写真入り身分証明書（法人等発行） （ <input type="checkbox"/> 名刺）			
必要書類	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 土地所有者との関係証明 <input type="checkbox"/> 車両/周辺写真 <input type="checkbox"/> 放置事実の証明書類 <input type="checkbox"/> 住所地図			
決 裁	提供年月日	管理者決裁	<input type="checkbox"/> 非承認	

※照会のためにご提出頂く書類(次の①～⑥全て)

(第1号様式 裏面)

- ① 本紙「軽自動車検査ファイル照会願出書」(表面に「押印又は自署」のほか、記載漏れがないかご確認ください。)

(注) 同一の土地に複数台の放置車両等がある場合は、本紙及び②～⑥の提出書類は、1式のみ提出してください。

- ② 願出者の本人確認書面の原本及びコピー(運転免許証、健康保険証、パスポート・在留カード・特別永住者証明書、個人番号カード(個人番号カードのコピーは表面のみとしてください。通知カードは認められません。))

(注) 原本については、コピーと照合のうえ返却致します。本人確認書面のコピーは、個人情報保護法に基づき情報提供した相手方の記録として軽自動車検査協会において適切に管理します。

- ③ 土地所有者を証明するものとして登記簿謄本(登記事項証明書)(コピー可)、登記済証(権利証)のコピー、登記識別情報通知のコピーのいずれか(以下「登記簿謄本等」という。)

(注) オンライン画面で登記情報を確認できる「登記情報提供サービス」から出力した書面は、登記官の認証文や登記官印が無く法的な証明力が無いものとされているため、証明書として取り扱うことができませんので、必ず登記簿謄本等を提出してください。

※1 土地所有者から委任されている場合は、登記簿謄本等+委任状(協会様式(第7号様式))によるもの、又は同等の内容が記載されたもの)

※2 願出者が土地所有者と土地の管理契約等を締結している場合は、登記簿謄本等+土地所有者との関係を証明できるもの(土地所有者との契約書等のコピー)

※3 土地所有者と土地の管理契約等を締結している法人等の被雇用者が願出者である場合、又は願出者欄が法人等名で窓口来所者が被雇用者である場合は、※2のほか当該法人等発行の顔写真入り身分証明書の原本及びコピー

(注) 顔写真入り身分証明書が無い場合は法人等発行の名刺

(注) 法人等発行の顔写真入り身分証明書の原本については、コピーと照合のうえ返却致します。

- ④ 放置・迷惑駐車車両(車両番号又は車台番号が確認できるもの、及び放置・迷惑駐車の状態が確認できるもの)が写っていて、近隣構造物との位置関係が確認できる写真(⑥と整合できる写真)

(注) 車両番号又は車台番号のみを接写した写真だけでは不可です。

(注) データ(デジタルカメラ画面を示す等)の提出には応じられませんので、現像又は印刷したものを提出してください。

- ⑤ 放置又は迷惑駐車であることを証明できるもの(有料駐車場にあっては、利用約款のコピー(当該駐車場の掲示看板の写真可)及び料金表示の写真等、その他の場所にあっては、可能な限り複数枚の日付入りの写真等により放置期間の確認ができるもの)

- ⑥ 軽自動車が放置・迷惑駐車されている住所地の見取り図

(注) 書籍のコピーやインターネットから出力した地図等上に、場所を明記(しるしを付す)してください。なお、手書きの地図のみは不可といたします。

※ 軽自動車検査ファイルの全てを提供するものではありません。また、提出書類が整っている場合であっても、車両情報の一切について回答しない場合があります。

回答しない場合にあっては、提出された書類(願出書(第1号様式)を除く。)の返却について確認させていただきます。返却を希望される場合は、願出書を提出した軽自動車検査協会事務所等の窓口において返却いたします(郵送による返却には応じられません。)